平成２５年（フ）第６２１２号
神奈川県相模原市中央区並木２丁目11―４
債務者　関下　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２２１号
東京都練馬区大泉学園町４丁目11―16　第２グリーンコーポ201
債務者　新岡　誠也
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２２２号
千葉県松戸市小金原５丁目20―１　ハイツオオクマＢ―205
債務者　野口　晃一
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２２７号
東京都杉並区桃井４丁目12―４　沢地コーポ
債務者　鎌田　賛良
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２２８号
埼玉県川口市芝中田１丁目33―３―304
債務者　森田　　靖
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２２９号
埼玉県川口市青木１丁目６―１―332
債務者　荒木　弘美
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２３０号
東京都豊島区上池袋３丁目29―11―105
債務者　羽村　知夏
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２３６号
東京都江戸川区東篠崎１丁目６―10―301
債務者　谷　　崇宏
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２２４号
東京都港区南麻布１丁目７―27―503
債務者　菅原　悠香
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０号
栃木県小山市東城南２丁目27番地８　ＴＭハイツ101号室
債務者　荒川　　俊（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１７１号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の238第２浜表団地Ｅ棟304、住民票上の住所静岡県浜松市東区上西町900番地の６　ウィスティリア上西505号
債務者　河合　秀僚
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
東京都町田市鶴川５―４―２―405号、住民票上の住所東京都町田市南成瀬５丁目15番地２センチュリーハイツ町田10―307
債務者　石田満由美
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３９８号
大阪市北区西天満３丁目２番13―801号
債務者　桐　めぐみ
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第３４号
富山県下新川郡朝日町宮崎1278番地
破産者　株式会社水島食品
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第５３９号
北九州市小倉北区大手町14番５号
破産者　有限会社ボールド
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部